

追加減免基準について

鎌倉芸術館利用料金の減免基準は市長の承認を得て定めた基準であり、これまでも公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団が自らの主催、共催する事業、鎌倉市全額出資の公益法人が自らの催しのために使用する時、社会福祉法、学校教育法、社会教育法等に規定する市内の法人・団体を対象として、利用料金の全額又は一部を免除する基準として存在しておりました。今般、鎌倉芸術館をよりご利用し易くするべく以下の追加減免基準の市長承認を得ましたので、ご案内いたします。

追加基準

主に18歳未満の人が構成員の市内の芸術文化団体がその活動に利用するとき

減免率

30%

減免対象

広く市民等を鑑賞者・聴講者の対象とした催し（発表会、講演会等）で利用する場合

減免対象となる施設、附属設備等

- ア 催し開催日に催し会場として利用する施設
- イ アの施設に付随して利用するホールの楽屋、ギャラリーの主催者控室
- ウ 催し開催日の前後日の準備または後片付けで利用するギャラリー
- エ ア～ウの附属設備利用料金及び入場料加算

減免後の利用料の算定

利用料金の減免額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て、後の利用料金の10円未満の端数を切り上げる

細則

市内の芸術文化団体とは、鎌倉市内に活動拠点を持つ芸術文化団体とします。

以下の事項に全て該当する団体が、自らの催しとして芸術文化事業を実施するときとします。

- ア 1年以上継続している活動を行っている市内の芸術文化団体
- イ 概ね10名以上が参加する団体で、その構成員のうち半数以上が18歳未満、四分の三以上が市内居住者、市内に所在地のある学校等の在学者、又は事業所等の勤務者である芸術文化団体
- ウ 原則として不特定多数の者が参加できる芸術文化団体

ご来館による減免団体登録申請書（※①）と、上記ア、イ、ウの該当の有無を確認するための団体構成員の確認できる名簿（※②）の提出を条件とします。

団体構成員名簿をご提出の際には、預り証（個人情報取扱い同意書付き）を発行いたします。減免対象の承認の可否を判断するためお時間をいただきます。

※①減免団体登録申請書は指定フォームです。

※②団体構成員名簿は雛型がございます。